

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（第3回）

会議要録

日時：令和元年10月16日（水）

午後3時00分～5時00分

場所：111会議室（西棟1階）

次 第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 配付資料確認
- 4 議事・説明
 - (1) 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画中間のまとめ（案）について
 - (2) 社会貢献型市民後見人・保佐人・補助人について
 - (3) 成年後見制度の担い手支援における成年後見人等報酬支払費用助成制度の在り方について
- 5 その他
 - (1) 今後のスケジュールについて
- 6 閉会

配付資料

- 資料1 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画中間のまとめ（案）
- 資料2 社会貢献型市民後見人・保佐人・補助人について
- 資料3 成年後見制度の担い手支援における成年後見人等報酬支払費用助成制度の在り方について

出席者（敬称略）

委員長・・・飯村史恵（立教大学コミュニティ福祉学部准教授）

副委員長・・・浮田哲郎（浮田司法書士事務所・司法書士〔公益社団法人リーガルサポート東京支部推薦〕）

委員・・・久保田聡（明日の風法律事務所・弁護士〔東京弁護士会多摩支部推薦〕）、松丘晃（吉祥寺行政書士事務所・行政書士〔公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ推薦〕）、武田嘉郎（武田社会福祉士事務所・社会福祉士〔公益社団法人東京社会福祉士会推薦〕）、後藤明宏（特定非営利活動法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット）、赤池美都子（武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会幹事）、赤川正和（多摩信用金庫価値創造事業本部）、田中透（公募委員）、蓬田恭子（公募委員）、

小島一隆（公益社団法人武蔵野市福祉公社常務理事）

以上名簿順

※欠席：なし

事務局・・・森安東光（健康福祉部長）、横山充（健康福祉部地域支援課長） 他

1 開会

2 委員長挨拶

副委員長・・・飯村委員長から遅れるとの連絡があり、他の皆さんは全員出席となっている。

第3回の策定委員会は、これまでの取りまとめを中心に進めていく予定である。武蔵野市の取り組みは先進的と評価しており、皆さんには成年後見制度利用促進法の先駆けに携わっているという気持ちでこの委員会に臨んでいただきたいと思う。

3 配付資料確認

○事務局より配付資料の確認

4 議事・説明

（1）武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画中間のまとめ（案）について

○事務局より資料1「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画中間のまとめ（案）（以下、「まとめ案」という。）」、資料2「社会貢献型市民後見人・保佐人・補助人について」、資料3「成年後見制度の担い手支援における成年後見人等報酬支払費用助成制度の在り方について」まで一括して説明

○委員長到着

委員長・・・意見交換前に、前回委員会で話のあった利益相反について、説明をお願いしたい。
小島委員・・・福祉公社が成年後見の受任をしているケースの利益相反について説明する。福祉公社ではケアプラン、デイサービス、訪問介護と大きく3つのサービスがある。福祉公社が現在、成年後見等で受任している件数は約130件、うちサービスが先行し、その後に成年後見を受任したというケースは、福祉公社のケアマネジャーが先行のケースで2件、ホームヘルプ先行で6件、デイサービス先行で1件ある。この点に関しては本人が以前から慣れ親しんでいるサービスの継続が本人の利益にもなるし、本人の身体的な維持にもつながると思われる。実際に福祉公社が成年後見の申請をする際にも、本人の意思を確認しており、本人も福祉公社が後見人となることを望んでいるというということから、申請の際に福祉公社を後見人として申請する形をとっている。一方、成年後見をした後に、福祉公社のサービスを受けているケースは、ケアマネジャーを受任したケースで1件、ホームヘルプサービスを受任したケースで2件ある。そもそも福祉公社は市の設立した公益財団法人で、民間事業者が担えない困難事例を請け負う下支えの機能を有しているものである。ちなみにケアマネジャーを受任したケースは困難な事案、ホームヘルプサービスを受任した

ケースは、サービスが低廉のため民間事業者がやりたがらない事案ということで福祉公社が受けた。また、福祉公社は公益法人であり、厳格な審査のもとで公益認定を受けており、民間事業業のように利潤の追求を目的としていない。このような点も加味していただき、私どもとしては利益相反には該当していないと考えている。

委員長・・・この場で利益相反だけを議論するのはそぐわないと思われるが、いずれにせよ、公益財団だから利益相反を問われないという話ではない。ただ、当事者のために何ができるのか、ということは引き続き議論が必要がある。本日はまとめ案に力点を置いていきたいが、もし何か聞いておくことがあればお伺いする。(一特になし)

【第1章 計画策定にあたって】

委員長・・・第1章から章ごとに意見、質問を伺っていく。

蓬田委員・・・6ページ「2 計画の位置づけ」で、福祉公社は市民社会福祉協議会と統合するという話が長期計画にもあったが、この計画では既に中核機関として福祉公社ありきで進められているように見える。長期計画との整合性はどうか。

健康福祉部長・・・中長期的には統合の方向であるが、現在福祉公社の利用者の方からの遺贈が完了するまでは統合しないことになっている。ただ、現在福祉公社が実施している権利擁護を中心とした各種サービスや事業と、市民社会福祉協議会が実施しているサービスは、統合後もそれぞれ継続することになっている。

小島委員・・・3ページ本文の3段落目の「非違行為や意思決定支援」と関連するのだが、5ページの表を見ると、最終的にメリットが実感できないという締め方になっている。利用者のメリットが実感できないということと非違行為は、「(3) の不正防止の徹底と利用しやすさの調査(安心して利用できる環境整備)」に該当するのと思うが、また別の観点なのかとも思う。つまりこのままだと非違行為がメリットを実感できないと読めてしまうように感じるが、この点の書きぶりに問題はないか。

委員長・・・市民の方がお読みになった際に誤解があるようでは問題があるため、そうしたご指摘があれば調整していくのが大前提となる。

健康福祉部長・・・周知不足も含め、一般的に制度に対する市民の不信感の大きな要因の1つとして非違行為があり、ここにあげたが、この表現自体が逆に誤解を招きかねないということであれば検討する。

委員長・・・非違行為という表現自体は一般的ではないかも知れないので、誤解のないよう事務局と協議してよりわかりやすい表現に改めていく。

【第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題】

小島委員・・・16ページ「(2) 成年後見制度等の利用状況」の上から3行目、「市部26市中11番目の水準となっています」とあるが、これは高齢者施設が多い市が上位にきているためだと推測される。確かに一定の水準とは捉えられるが、別の観点からすると、武蔵野市の制度利用者はもっと多いと思う。例えば、施設がない区部等との比較をするとよいのではないか。

健康福祉部長・・・「東京都計、市部計よりも多い水準」との記載でよい。表記は工夫する。

委員長・・・成年後見制度の利用者が多いということ自体にはさまざまな評価があり得るので、

この辺りは客観的な数値にしていくのがよいだろう。

- 松丘委員・・・その表に関連して確認だが、武蔵野市としての定義は“住民票上の武蔵野市”ということか、例えば他の市区町村に住民票があるが、武蔵野市の介護保険は継続しているという住所地特例なども含んでいるのか。
- 健康福祉部長・・・ご指摘の通りで、他市の施設に入所中でも武蔵野市に住民票が残っている方は含めている。一方で、住民票は他に移しているが、武蔵野市の被保険者で介護保険サービスを利用されている方や福祉公社が法人後見をしている方は含めていない。
- 委員長・・・この辺りも実は深堀するとなかなか難しく、この先、“住民”というものをどう捉えるかという問題もあるわけだが、基本的にここは統計なので、今ご説明のあったような形での数値となる。但し、必要に応じて「注」として記載してもよいだろう。

【第3章 計画の基本的な考え方】

- 田中委員・・・4年後の計画期間終了までに成年後見制度の利用者数ほどの程度と想定されているのか。見込まれている数値があれば、それを踏まえ必要な後見人の養成者数にも繋がるし、育成のためにすべきことも見えてくる。またこの先々で評価される際にも、それが大前提の数字となると思うし、計画書に書かれていれば読み手としてもイメージが把握しやすい。さらには施策ですべきこともより緻密になってくると思うので、参考にしていただけるとよい。
- 健康福祉部長・・・被後見人の目標数値はない。その理由は、まずは今回の計画策定の大きな課題であり推進すべきことは、制度を正しく知っていただき、理解を促進することである。4年間で制度の周知徹底および理解促進を中心に進め、その先で数値が把握できるようであれば、目標数値を記載することもあるかも知れない。但し、国の基本計画にも目標数値は記載されていないので、議論があらうかと思う。
- 小島委員・・・25ページの一番下の基本方針3「成年後見制度のネットワークを、福祉公社を中核機関に据え強化」とあるが、市が併記されていないため、福祉公社だけが中核機関と見えてしまう。ぜひ市も福祉公社とともに中核機関を構成するということが市民に伝わるような表現をお願いしたい。
- 健康福祉部長・・・このように示しているが、福祉公社が武蔵野市において、特に権利擁護部門において果たしてきた役割はかなり大きく、そこで培われてきた経験や蓄積は市の財産とも言える。そのことはしっかりと踏まえて記載していきたい。しかし今後すべきことは、福祉公社の経験や蓄積を踏まえた上で、当事者やその家族、あるいは地域の市民や関係する機関の専門職の方々と市・福祉公社がともに進めていくことが基本方針と考えている。それを2行で収めるのは難しく、再度表現は検討していきたい。
- 蓬田委員・・・基本方針3「成年後見制度のネットワークを、福祉公社を中核機関に据え強化」は大きな方針であり、後半の部分との体系づけができていないので、ここを変更してしまうと全体が揺らいでしまうのではないかと。
- 健康福祉部長・・・基本的には福祉公社を中核機関として、その経験と蓄積を活かしながら、今後市民や地域の専門員の方々と一緒になって進めていくのが大きな方針と考えているので、福祉公社を中核機関に据えることは、そのまま言及したもので進めていきたい。
- 委員長・・・基本は福祉公社を中核としているが、福祉公社だけでネットワークを作っていくと

いう話ではないので、その辺りを誤解のない表現で再度協議したいと思う。ただ、考え方としては福祉部長の説明にあった通りである。蓬田委員、それでよろしいか。

蓬田委員・・・私は今の表現のままでよいと思っているので、結構である。

【第4章 施策の展開】

蓬田委員・・・31ページ、「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会（仮称）のイメージ」で、「こだまネット」を具体的に出した趣旨を伺いたい。

事務局・・・既存のネットワークには「こだまネット」が入っており、継続して入れている。

後藤委員・・・「こだまネット」ではネットワークに入れていただきたいと考えていた。今回の計画策定は制度の器をつくるのが主となるが、福祉公社が中核機関となり、様々なネットワークづくりの主体、リーダーシップをとっていくことは非常にありがたい。21ページの「3 基本課題」の「(2) 本人の意思決定を尊重した継続した支援が必要」の2つめの○の文章は、福祉公社が担ってきた部分として、結果こうした状況であるという内容であるが、障害のある子の親の立場からすると、福祉公社は高齢分野ではリーダーシップをとられていたが、ここに書かれている部分は障害の家族、当事者にとっては実感しにくい部分がある。成年後見を受けるケースは、知的障害、精神障害、高次脳機能障害の方たちに多いのだが、彼らにもそうしたことを実感できるようなシステムをつくっていただきたい。この辺りが高齢施策と比較して、障害分野では実感できていない部分として端的に顕れていると思う。その上で、障害に特化して言えば、高齢分野と障害分野での連携ネットワークにはかなり差があるように思われる。高齢では継続して連携のある支援を行ってきたという蓄積とノウハウがあることで身上保護ができていたという部分もあるように思う。一方、福祉公社での障害分野はノウハウや知識がまだ不足しているため、どう補っていくかが大きな課題である。障害分野の方では、精神障害、知的障害、身体障害に関するそれぞれの相談支援機関があり、それらを障害者福祉課内にある基幹型相談支援センターが中心となって一つのネットワークをつくり、福祉公社とともに中核機関として連携し強化していくといったことを記載していただけるとありがたい。

「こだまネット」は親の会が立ち上げた団体で、今行っている活動は家族支援が中心である。本人の権利擁護も当然重要だが、本人を支える家族、今後の親亡き後の行く末に懸念があるということも団体立ち上げ要素の1つとなっており、まずは研修・啓発、相談等から始めていく。当然、今後の視野としては法人後見も可能性としてはあるが、可能な組織づくりには至っていない。当事者や親の立場を代弁し、障害と福祉公社を繋いだり、情報提供したりしていくことが今の大きな目的である。従って、現状、障害分野での法人後見が可能なのは福祉公社となっているので、現時点での「こだまネット」の役割は、その部分での情報の橋渡し、相談や啓発も同様だが、障害のある当事者の立場を代弁しながら、その連携として福祉公社や障害者相談支援センター等に繋ぐ役割が必要だと思っている。そうした現状では、できれば福祉公社も障害について弱い部分を強化していただきたい。それだけで障害者施策の中核機関として引っ張っていけることではないが、障害に関して一定のノウハウのある人材を強化し、障害の関係機関とパイプができるよう福祉公社に強化し

ていただき、そこにこだまネットも繋がっていきたいと考えている。

蓬田委員・・・承知した。図に入れるのが適当かわからなかったのでお聞きした。逆に言えば中核機関に入っている方が何かと都合がよいと思われるし、ここには受任のNPO法人を入れるなど、今後大きくしていくということであれば、あえてこの図の中になくてもよいのだろうが、今後、そうした潜在的な成年後見制度利用者に近い関係者の参加については、イメージ図に書かれているとよいと思われた。

委員長・・・この協議会はあくまでもイメージで、記載されている団体のみということでもなく、柔軟に考えていただきたい。その辺りがわかるような形にしていけるとよい。

健康福祉部長・・・例えば図の専門職のところにNPO法人と成年後見人受任機関も加えると今後の対応にはかなり広がりを持てると思われる。

委員長・・・第4章は個別の記載事項も多いので何か意見、あるいはまだ事例等で十分に固まっていない部分もあるが、他にはどうか。

田中委員・・・36ページ、「(1) 広報機能の充実(周知啓発と講座等の開催)」では周知啓発が大切ということだが、「現状と課題」と「今後の方向性」の内容が薄いと感じる。これまでの広報活動については、周知が不十分であることが前の方で書かれていたが、不十分という認識がある上で、今後何をするのかということをもっと掘り下げた方がよい。広報機能は、工夫なしではうまくいかない状態が継続してしまうので、ぜひ武蔵野市らしい何かインパクトのある方法を検討していただけるとよい。

委員長・・・効果的な広報は大きな課題であるが、この制度では、本人が制度を積極的に利用しにくいという特性があって、どのような層に向かって、どのように広報していくかという課題もある。ご指摘のように、効果的な広報も必要と思うし、身近な方が利用してメリットを実感されることで発信や口コミで伝わるとケースもあるだろう。

武田委員・・・成年後見人の申立てについては、そこに至らないケースもあるだろう。相談があったり、生きづらさを感じていたりする方たち全員が成年後見制度の利用へと繋がるとは限らない。その場合の対応はどうされるのか。

健康福祉部長・・・15ページのアンケート調査結果で、「充実してほしい高齢者に対する施策や支援」として、「判断能力の低下した時の、金銭管理や福祉サービスの利用援助等」に一定の数値があげられている。また、「認知症になった時の、見守り生活の支援等」は51.5%で最も多く、潜在的な市民の不安や心配事はここにあるのだろうと思うが、裏を返すと、それに対する制度があることが、しっかりと市民に伝わっていないため不安があるということである。こういう現実を踏まえ、そこに届くような広報の仕方を考えていくことが、36ページの「(1) 広報機能の充実(周知啓発と講座等の開催)」をより深掘りして記載するための1つのヒントだと思っている。

次に成年後見人の申立てに至らないケースであるが、そのようなことも想定して、38ページに「(2) 相談機能の充実」を掲げ、必要な支援に繋いでいこうということである。例えば生活困窮者自立相談支援事業であるが、生活保護までは至らない程度の生活困窮者に対し、これまでの相談支援は“手段”であり“目的”ではなかったが、生活困窮者自立相談支援事業では、相談支援自体が“目的”となっている。そこをどれだけ強化していけるかということが大きな課題であり、すべきことだと思っている。もし結果的に後見人利用には繋がらなかったとしても、相談機能を充

実していくことにより、各種の困りごとを抱えている方々に対して、さまざまな方策を提示できるものになると考えている。そこを充実させていきたいが、明確な表現では記載していないので、何らかの形で言及できるとよいと考えている。

委員長・・・委員会自体は成年後見制度の利用促進を主な目的だが、利用者のニーズや利用者の観点から考えると、必ずしも成年後見制度だけが解決の手段ではないだろう。計画にそこをどう記載していくのかというところで工夫が必要という意見であった。

蓬田委員・・・「(1) 広報機能の充実(周知啓発と講座等の開催)」に関して、次の37ページであるが、「福祉公社『追いじたく講座』」を先頭に出すよりは、他の機関でも相談を受ける窓口が数多くあるので、そうしたことも市民に周知してもらえる方がよい。

委員長・・・広報全体の仕組みを再度考慮しながら、必要な方に必要な広報をしていただきたいということだが、窓口が多く、それがまた混乱の原因となるとよろしくないため、整理が必要である。貴重な意見をいただいた。

後藤委員・・・章全体について、私自身も支援者の立場であるが、支援者への後見人制度の研修といったものが必要だと思われる。私は主に知的障害の分野に長く携わってきたが、支援者や障害分野の相談窓口・相談員は意外と成年後見制度をよく知らない。成年後見制度のことは福祉公社へという感じで流してしまうとパンクしてしまうので、ある程度基本的な内容は、各障害の担当窓口で概要やメリット・デメリットの説明程度はできるとよい。従って、福祉関係者や関係機関、現場で担当する相談員やケアマネジャーなどへの研修といったこともぜひ実施していただけるとありがたい。

委員長・・・大変重要なお指摘である。35ページ「(2) チーム体制による身上保護を重視した支援体制の整備」に、さすがに研修とまでは書いてないが、それに類することは多少書かれている。

事務局・・・ご指摘の内容は31ページのネットワーク連絡協議会(仮称)の中で行っていくものと考えている。既存のネットワークに、例えばケアマネジャーや民生委員・児童委員、また生活福祉課等々が入ってくる。その中で協議内容という部分があって、ここで情報や課題の共有を行っている。

健康福祉部長・・・この点は特出しで検討する。

副委員長・・・従来、福祉公社は受任機関というイメージが強かったが、今後は広報機関であり、相談機関であり、支援機関であるということが重要になってくる。その意味で40ページ「(3) 受任者調整(マッチング)等の支援」の「現状と課題」の3つ目の箇条書きに、「福祉公社では、親族後見人に対して、申立支援に留まっています」と記載があるのだが、これはややもったいない。他市では例えば親族後見人の集いのような形で、社会福祉協議会が一般の親族後見人を呼び、基本的なレクチャーを行っている。親族後見人は武蔵野市にもいると思うので、当市でも福祉公社のこれまでの実績と知見を伝える意味でも実施されるとよい。

事務局・・・実際、親族後見は利用促進の中では重要な観点だと思うので検討していきたい。

健康福祉部長・・・40ページ、「今後の方向性」の3つめの箇条書きの中盤に、福祉公社とは書いていないが、「親族が後見人等に就任できるよう、後見人(ないし候補者)を継続的に支援する体制の仕組みや人員を検討していきます」と記載があるので、具体的な事例も含めて何か書き込めるとよい。

- 委員長・・・ここもネットワーク連絡協議会（仮称）の中でさまざまなフォローをしていくことが大切である。親族の方でも孤立している方はいて、どこに相談に行けばよいのかわからない、立川の支所まで足を運ぶのは大変ということもあろうかと思うので、家庭裁判所との関係づくり等とあわせて考えられるとよい。
- 久保田委員・・・43ページの「現状と課題」の一番上の箇条書きの専門職団体で、「多摩パブリック法律事務所」を入れていただいているが、武蔵野市で法人後見を実施しているところとして表記していただくにはやや違和感がある。他方で、例えば「弁護士法人」と記載してもよくわからないということにもなりそうなので、必ずしも弁護士を併記していただく必要もないのではないかと。
- 副委員長・・・「リーガルサポート」は所属している会員が個人で後見受任をしているのが主体で、法人後見はそれほど件数もないため、やや違和感がある。
- 松丘委員・・・「ヒルフェ」も法人後見の件数はわずかと聞いており、同様に違和感がある。
- 委員長・・・表記は事務局と調整させていただきたい。後見業務は専門職の場合、個人で動くケースと法人の団体で動くケースがあるが、いずれにせよお互いの理解を深めていくことが大事で、必ずしも法人後見だから優れているわけではない。今後、もう少しその辺りのことも考えていく部分もあってよいと思う。但し、福祉公社の記載は、皆さんにも馴染みがあり、期待感としては非常に大きいと思うのでよいと思う。
- 後藤委員・・・基本課題やこれまでの流れの中で、「意思決定支援」というワードがあったが、まとめ案では「意思決定支援の在り方」というのが見つからなかった。35ページ「(2) チーム体制による身上保護を重視した支援体制の整備」など、「身上保護」だけでなく「意思決定支援」というワードを、計画の理念として入れていただきたい。もう1点、前回の会議資料「中核機関の役割と具体的機能」、その表の一番下に「5 不正防止効果」という項目に、不正防止をするという内容があったが、これはまとめ案ではどのように扱われているか。
- 事務局・・・2点目について。成年後見制度利用促進は国と市の役割分担のもとに行っていくものである。不正防止は国の基本計画には掲載があって、基本的には国が重点的に行っていくものと思われることから、まとめ案からは外している。
- 健康福祉部長・・・1点目の意思決定支援は、ご指摘の通り、どこかに明文化したい。
- 委員長・・・考え方としては細かい施策に入れるよりは、前段の本人の意思に叶うということにした方がよいと思うので、今の意見を踏まえて修正していただきたい。

【第5章 計画の推進】／【第6章 資料編】

- 田中委員・・・52ページの点検・評価にある「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議（以下「推進会議」という。）」の内容を教えてください。それとここで言う評価だが、2年後ぐらいに一定のものを市民に開示する予定はあるのか。
- 健康福祉部長・・・推進会議は、公募市民、各種団体、学識経験者の先生方等、総計10人強で構成した委員会である。この委員会で、健康福祉総合計画・個別計画全体の進捗管理をしているが、新たにこの成年後見制度利用促進基本計画についても報告し、意見をいただくといい場にしていきたい。開催回数は年2、3回程度である。それから評価した上で見直しという点だが、基本的には今回この計画策定をして、

次期計画では地域福祉計画と一体的に策定していきたいと考えている。年に2、3回ずつ推進会議で進捗状況を報告するが、その時点では見直しをせず、次期計画策定の際に見直しをして計画を改めていく形となる。

委員長・・・市民後見人の方の説明、それから報酬助成の説明もいただいたが、こちらも含めてもし何か質問等があれば伺いたい。(一特になし)

委員長・・・本日、数多くの貴重な意見をいただいた。何かまだあれば伺いたい。

赤池委員・・・ケアマネジャーとしては従来、権利擁護や成年後見に関しては福祉公社に頼るところが多かった。利用促進として、私たちが事業の一環で行うとなると、また福祉公社に次々流してしまうかと思われる。現実的にそれでうまくいくのか心配である。

小島委員・・・人員の問題から言うと厳しい面がないわけではないが、ニーズが増えてくれば、それなりの対応を考えていく必要もあると考えている。期待に応えられるような組織運営ができるとういと思うので、いろいろご相談いただきたい。ただ、できればケアマネジャーを始め、関係機関の皆さんにも成年後見制度をご理解いただけるような研修等も考えていくつもりなので、ぜひ参加いただき、知識を得ていただきたい。

委員長・・・ネットワークでは、どこか1つに過度な負担があってもよいわけではないので、皆さんで相互に支え合える網の目ができるとよい。

本日いただいたご意見は、今後若干の修正・付加の上、恐縮であるが事務局と私への一任としていただけるとありがたいがよろしいか。(一異議なし)

委員長・・・それでは、ご協議いただいた意見を活かして、まとめさせていただきたい。

5. その他

(1) 今後のスケジュールについて

事務局・・・次回の日程は令和2年1月28日(火)を予定している。今後は、11月中に中間のまとめを完成し、12月にパブリック・コメントを実施する予定である。次回の第4回委員会では、パブリック・コメントの結果と委員会取扱方針を固め、計画案の最終調整を行う予定である。最後に、健康福祉部長よりコメントをいただく。

健康福祉部長・・・長時間にわたり熱心な議論をいただき感謝する。私どもはこの間、まとめ案の整理をしたが、委員の皆様から実際の普段の仕事や活動の中で感じておられること、具体的な事例について伺ったお話を真摯に受け止めた書き方をしなければ、市民の方には伝わらないということを感じた。いただいた意見は、可能な限り中間のまとめに反映させていただきたい。また、言い忘れたこと、何か気づいたことがあれば、事務局にご連絡いただきたい。反映できるところは反映し、委員長と相談した上で取りまとめていく。その上で11月中に市議会に「中間のまとめ」を報告し、その後、市民の皆さんに公表して意見をいただくという段取りである。市民からいただいた意見は、委員会としての対応を取りまとめ、最終的な答申、計画案として取りまとめていきたい。残り1回、お付き合いの程よろしくお願ひしたい。

6. 閉会